

■ Article ■

取引相場のない株式の評価と所得税法59条1項にいう「その時における価額」の
意義 一タキゲン事件

最高裁令和2年3月24日判決（平成30年（行ヒ）第422号）

集民263号63頁

日本大学法学部教授・弁護士 松嶋 隆弘
税理士 高橋美津子

.....
【事実の概要】

1 A株式会社は、金属製品及び消防器材の製造及び販売等を業とする資本金4億6,000万円の株式会社であり、同社は財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）上の「大会社」に、同社株式は「取引相場のない株式」にそれぞれ該当する。

Aの代表取締役Bは、平成19年8月1日、有限会社Cに対し、所有していたAの株式のうち72万5,000株（以下「本件株式」という。）を、代金額を1株当たり75円、合計5,437万5,000円として譲渡した（以下「本件株式譲渡」という。）。この1株当たり75円という代金額は、本件株式を評価通達188-2に定める特例的評価方式（配当還元方式）により算定した額と同額であった。

本件株式譲渡の直前におけるAの株主が有する議決権の割合は、Bが単独で15.88%、Bとその同族関係者を合計すると22.79%であった。本件株式譲渡により、議決権の割合は、Bが単独で8.00%、Bとその同族関係者を合計すると14.91%、Cが7.88%となった。本件株式譲渡の前後を通じて、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が議決権総数の30%以上となる株主、すなわち評価通達188（1）にいう同族株主に当たる株主はいなかった。

2 Bは、平成19年12月26日に死亡した。Bの相続人であるXらは、平成20年3月13日、Bの平成19年分の所得税につき、本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額を、その代金額と同額の1株当たり75円、合計5,437万5,000円として、所得税法125条1項による申告書を提出した。

所轄税務署長は、平成22年4月21日付けで、Xらに対し、本件株式譲渡の時における本件株式の価額は類似業種比準方式により算定した1株当たり2,990円、合計21億6,775万円であり、本件株式譲渡は低額譲渡に当たるとして、Bの平成19年分の所得税に係る各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

Xらは、平成22年6月、上記各更正処分等を不服として、東京国税局長に異議申立てをした。東京国税局長は、上記各更正処分における本件株式の価額算定に当たり類似業種の選定に誤りがあり、その価額は1株当たり2,505円、合計18億1,612万5,000円であるとして、上記の各更正処分及び各賦課決定処分の一部を取り消す旨の決定をした。このためXらは、所得税更正処分の取消し等を求

め、本件訴えを提起した。

- 3 原々審（東京地判平成29年8月30日金判1602号26頁）は、類似業種比準方式により評価すべきであるとした上で、本件株式の価額が1株当たり2,505円であると結論付けた。他方、原審（東京高判平成30年7月19日金判1602号21頁）は、下記のとおり判示し、Xらの主張を一部認めた。

「通達の意味内容については、課税に関する納税者の信頼及び予見可能性を確保する見地から、その文理に忠実に解釈するのが相当であり、評価通達188の(2)～(4)の『株主が取得した株式』などの文言を『株主が譲渡した株式』などと殊更に読み替えることは許されない。そうすると、譲渡所得に対する課税においても、評価通達188の(2)～(4)の少数株主に該当するかどうかは、その文言どおり株式の取得者の取得後の議決権の割合により判定されるというべきであり、所得税基本通達59-6はこのことを定めたものとして合理性を有するところ、本件株式の譲受人であるCは評価通達188の(3)の少数株主に該当するから、本件株式の価額は配当還元方式によって算定した1株当たり75円であると認められる。」

これを受け、Y（国）が上告受理申立てを行った。

【判旨】

本判決は、原判決を破棄し、本件を東京高等裁判所に差し戻した。

- 1 「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである（最高裁昭和41年（行ツ）第8号同43年10月31日第一小法廷判決・裁判集民事92号797頁、最高裁同41年（行ツ）第102号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁等参照）。すなわち、譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において所有者である譲渡人の下に生じている増加益に対して課税されることとなるところ、所得税法59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合に当該資産についてその時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税できなくなる事態を防止するため、『その時における価額』に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される。」
- 2 「所得税法59条1項所定の『その時における価額』につき、所得税基本通達59-6は、譲渡所得の基因となった資産が取引相場のない株式である場合には、同通達59-6の(1)～(4)によることを条件に評価通達の例により算定した価額とする旨を定める。評価通達は、相続税及び贈与税の課税における財産の評価に関するものであるところ、取引相場のない株式の評価方法について、原則的

な評価方法を定める一方、事業経営への影響の少ない同族株主の一部や従業員株主等においては、会社への支配力が乏しく、単に配当を期待するにとどまるという実情があることから、評価手続の簡便性をも考慮して、このような少数株主が取得した株式については、例外的に配当還元方式によるものとする。そして、評価通達は、株式を取得した株主の議決権の割合により配当還元方式を用いるか否かを判定するものとするが、これは、相続税や贈与税は、相続等により財産を取得した者に対し、取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、株式を取得した株主の会社への支配力に着目したものであることができる。

これに対し、本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、前記の譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される。

そうすると、譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に即し、その差異に応じた取扱いがされるべきである。所得税基本通達 59-6 は、取引相場のない株式の評価につき、少数株主に該当するか否かの判断の前提となる『同族株主』に該当するかどうかは株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること等を条件に、評価通達の例により算定した価額とする旨を定めているところ、この定めは、上記のとおり、譲渡所得に対する課税と相続税等との性質の差異に応じた取扱いをすることとし、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことをいう趣旨のものであることができる。ところが、原審は、本件株式の譲受人であるCが評価通達 188 の(3)の少数株主に該当することを理由として、本件株式につき配当還元方式により算定した額が本件株式譲渡の時における価額であるとしたものであり、この原審の判断には、所得税法 59 条 1 項の解釈適用を誤った違法がある。」

【解説】

1. 関連法令・通達の適用関係と問題の所在

個人が法人に対し、「取引相場のない株式」を低額譲渡した場合（低額譲渡：所得税法 59 条 1 項 2 号、所得税法施行令 169 条）におけるその株式価額の算定につき、所得税基本通達は、所定の条件によることを前提に、評価通達における取引相場のない株式の評価の例によることとする（所得税基本通達 23～35 共-9(4) 二の注 1）。そして評価通達は、対象会社が同通達上の「大会社」の場合、類似業種比準価額によることを原則としつつ、例外として「少数株主（同族株主以外の株主等）が取得した株式」の価額は、その株式に係る年配当金額を基として算定

する配当還元価額によって評価することを認める。そして「少数株主が取得した株式」については、評価通達 188(1)～(4)のいずれかに該当する株式であり、いずれも「株主の取得した株式」と取得者をベースに規定されているところ、当時の基本通達は、評価通達 188(1)についてのみ、「株主の取得した株式」を「株式を譲渡又は贈与した個人」と読み替える旨の規定（所得税基本通達 59-6 の(1)）を置いていた。

本件においては、本件株式譲渡の前後を通じて、評価通達 188(1)にいう同族株主に当たる株主はいなかったため、読み替え前、読み替え後のいずれによっても 188(1)は適用されない。そして本件で争点となっているのは、同(3)の適用関係である。同(3)は、「同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」であるとされているところ、同規定が読み替えの対象外であるとすれば、文理通り「取得後」、すなわち取得者であるCの議決権割合（7.88%）により判定することとなり、配当還元価額が用いられるべきこととなる（甲説）。他方、この場合にも 188(1)と同様に読み替えるべきとすれば、譲渡人が基準となり、譲渡前に譲渡人Bが単独で 15.88%保有している以上、同(3)は適用されず、原則に戻り類似業種比準価額によることとなる（乙説）。

本件において争点とされるのは、いずれを是とすべきかである。

2. 最高裁が取ったロジック

最高裁は、乙説を採用したわけだが、ここではそのロジックを検討していきたい。

第1に最高裁は、先例（最判昭和43年10月31日集民92号797頁、最判昭和47年12月26日民集26巻10号2083頁）を引用しつつ、譲渡所得課税の趣旨が清算価値課税であることを明言する。ここに清算価値税とは、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである¹。最高裁が清算価値課税に言及するのは、譲渡所得税が、資産の譲渡時において「譲渡人」の下に生じている増加益に対して課税するものであることを根拠づけるためである。かかる理解の下、最高裁は、所得税法59条1項が「その時における価額」に相当する金額により資産の「譲渡」があったものとみなす規定であると説明する。

第2に、「取引相場のない株式」が対象とされる場合における「その時における価額」につき、所得税基本通達 59-6 が(1)～(4)によることを条件に評価通達の例により算定した価額とする旨を定めたことに関し、所得税基本通達の対象とする譲渡所得税と評価通達の対象とする相続税・贈与税との違いを強調する。すなわち、相続税・贈与税が相続等により財産を取得した者に対し、取得した財産の価額を課税価格として課されるものであり、課税に際し株式を取得した株主の会

社への支配力に着目する必要がある一方、清算価値課税である譲渡所得税においては、あくまでも譲渡人の譲渡直前の会社への支配力の程度に応じた評価方法が用いられるべきとする。

第3に、最高裁は、以上の理解の下、譲渡所得課税の場面で、相続税や贈与税の課税の場면을前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いがされるべきであるとして、所得税基本通達59-6を少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について譲渡直前の議決権の割合により判断すべきことをいう趣旨のものと捉える。その結果、評価通達188(3)について、明記されていない読み替えを許容したこととなる。これが、最高裁が取るロジックである。

3. 課税要件の明確性と通達の解釈

以上のとおり、本判決は、原審の取る文理解釈を否定し、大胆な目的論的解釈を行うことにより、規定のない読み替えを許容した。かかる最高裁の立場に対しては、課税要件の明確性を損なうという批判もあり得よう。法廷意見はこの点、特に述べるところがないが、宇賀克也裁判官、宮崎裕子裁判官が補足意見で一定の言及をしている。いずれも通達が法源でないことを指摘し、法廷意見を擁護すると同時に、本件の読み替えの分かりにくさに対して苦言を呈するものである。

かかる意見を受けて、所得税基本通達59-6は改正され、評価通達188(3)も読み替えの対象となることが明記されるに至っている。

以上